

西原村景観計画

平成 27 年 5 月

西 原 村

目 次

第1章 計画の位置付け

第2章 景観特性の整理

1. 西原村における景観特性
 - (1) 景観の概況
 - (2) 景観資源
 - (3) 景観形成上の課題

第3章 基本理念及び基本方針

1. 景観形成における基本理念
2. 基本方針

第4章 景観計画区域

第5章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 景観形成地域
2. 特定施設届出地区
3. 大規模行為届

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針
2. 景観重要樹木の指定方針

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

第9章 計画の運用に向けて

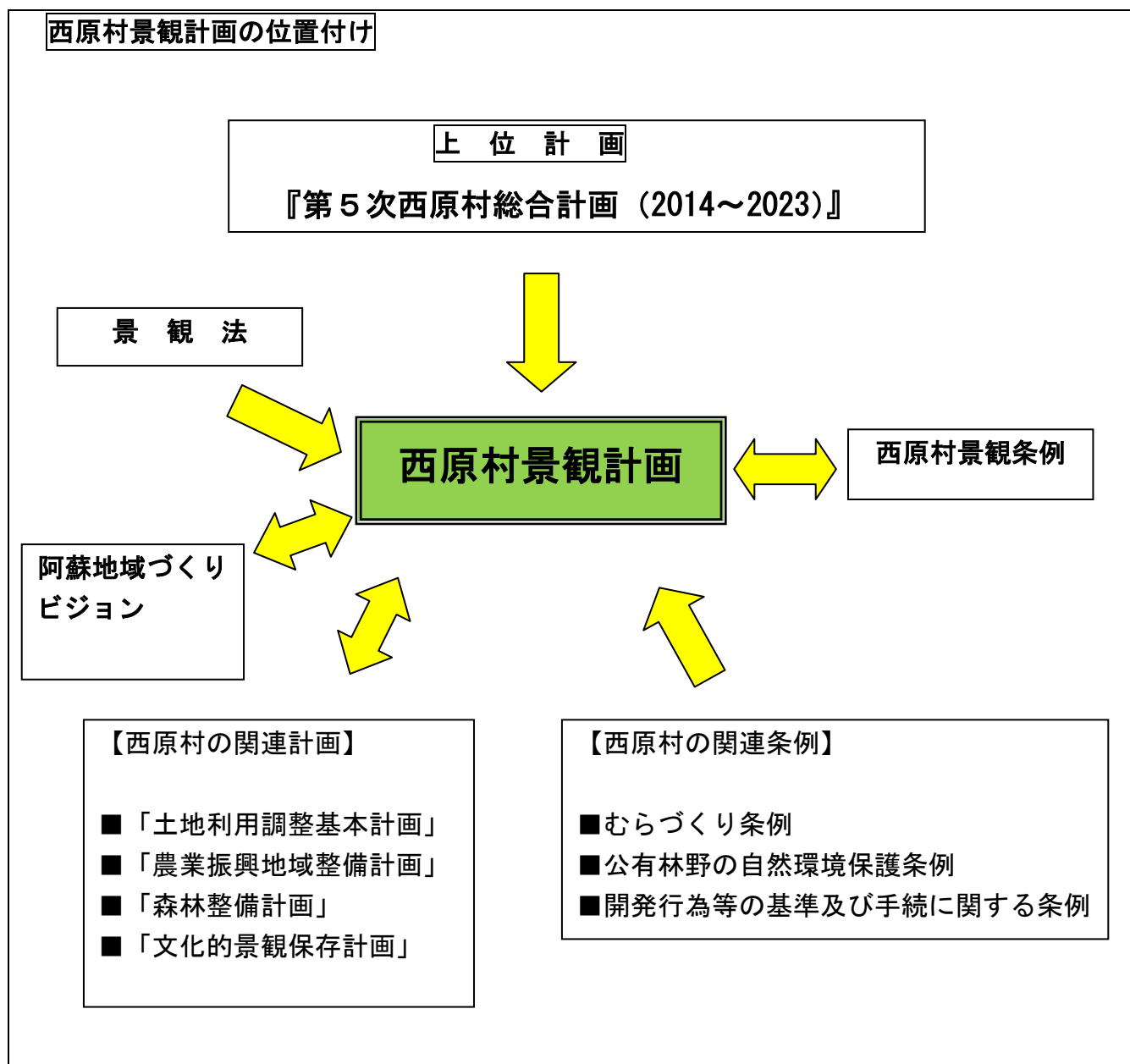
第1章 計画の位置付け

「西原村景観計画」は、景観法にもとづき、本村の良好な景観形成を推進する計画です。

本計画は、上位計画である総合計画及び関連計画における景観形成の方針を実行するため、関連計画との連携・調整を図り策定しています。

また、本計画は、阿蘇地域に広域的に広がる「阿蘇の文化的景観」を活かすため、本村を含む阿蘇地域7市町村で策定する「阿蘇地域づくりビジョン」の主旨を踏まえ、阿蘇地域の持続可能な発展にも寄与するものとします。

関連計画とは、下図のように位置付けます。



第2章 景観特性の整理

1. 西原村における景観特性

(1) 景観の概況

西原村は外輪山西側に位置し、熊本方面から阿蘇地域の玄関口であり、空港に近く、人の往来が盛んな地域です。

村の東部には阿蘇外輪山の一部である標高 1,095m の俵山が横たわり、俵山を中心に広がる広大な原野と山林が村の全体景観として基盤を構成しています。村の西部から北部にかけて広がる平坦な土地には区画整理のされた畑の景観が形成されています。水を確保しやすい河川付近では棚田や集落が分布しています。

眺望に関して、熊本市内から阿蘇方面を望んだ場合、カルデラ西側斜面に広がる集落と広範囲の牧野の景観と相まって、阿蘇の草地景観としての印象を強く与えています。また、外輪山北面における独自の印象的な風景や眺望の景観を体験することができます。

C2	点的要素（拠点）	線的要素（軸）	面的要素（土地利用）
① 自然	・ 滝（白糸の滝、布田滝など） ・ 揺ヶ池 ・ 俵山	・ 菊池川水系や白川水系の支線	・ カルデラ上部の高原 ・ カルデラ上広がる植林地 ・ 高遊原台地
② 歴史	・ 寺、神社（白山姫神社など） ・ 集落内の石碑など ・ 遺跡（古池さん北遺跡など）		
③ 暮らし		・ 県道などのインフラ	・ カルデラ西側斜面で営まれる牧野 ・ 台地上の畑地 ・ 谷あいでは営まれる棚田
④ 眺望	・ 扇坂展望所 ・ 一ノ峯	・ グリーンロード南阿蘇 ・ 俵山登山道	

(2) 景観資源

①自然景観

阿蘇外輪山の山並みを背景に、豊かな自然環境の中、農林業や畜産業が営まれています。俵山は、季節によって姿を変え、表情豊かな景観を目にすることが出来ます。また、白糸の滝をはじめ、水資源が豊富であり、水汲み客や観光客が多く訪れています。



■熊本市方面からの来訪者が最初に阿蘇を感じることができる俵山の姿。



■豪快さだけでなく、名前の通り水の繊細な印象も与える白糸の滝は観光名所となっている。
(写真：阿蘇ファンクラブHP)



■揺ヶ池では、古くから続く人々の水への信仰心を感じることができる。



■農業用水のため池の水源地であり、水汲みの来訪者が絶えない袴野湧水は、西原村を潤す貴重な水源である。(写真：熊本県庁HP)

②歴史や文化を感じることのできる景観

産業・治水・土木等の歴史・文化資源が点在しています。矢野甚兵衛による堤がもたらした水田の景観や、それに伴い建立された各地区の観音像や猿田彦大神等の歴史資源は、村の歴史・文化を伝える重要な景観資源となっています。



■ 通行人の安全と生業の繁栄を願う猿田彦大神が集落には数多く存在する。



■ 水源の出る場所を清めるために建立された塩井社神社など、水にまつわる歴史資源が残されている。
(写真：熊本県庁HP)

③暮らしの景観

カルデラ西側斜面の上部に比較的広い面積の草原が広がっています。また、山麓と益城町に接する台地では、村の名産でもある甘藷畑が印象的な景観を作り出しています。村の西を流れる河川流域では、谷沿いに開かれた石積みの棚田景観が広がっています。



■阿蘇の草地景観を印象づける、大きな斜面に広範囲に広がる草地の景観。



■村の西部に広がる甘藷畑



■石積みの水路とその間を流れる水の流れは、集落で昔から変わることのない景観である。

④眺望景観

県道 28 号線から望む俵山は、阿蘇地域の玄関口として印象的な景観であり、地域の象徴となっています。また、扇坂展望所や一の峯などから望む、熊本市内や高遊原台地、南郷谷への眺望は、西原村の地形や位置を特徴づけるものです。



■俵山の中腹にある扇坂展望所からは、熊本市内を一望できる。（写真：阿蘇ファンクラブHP）



■高遊原台地から熊本市街地への眺望

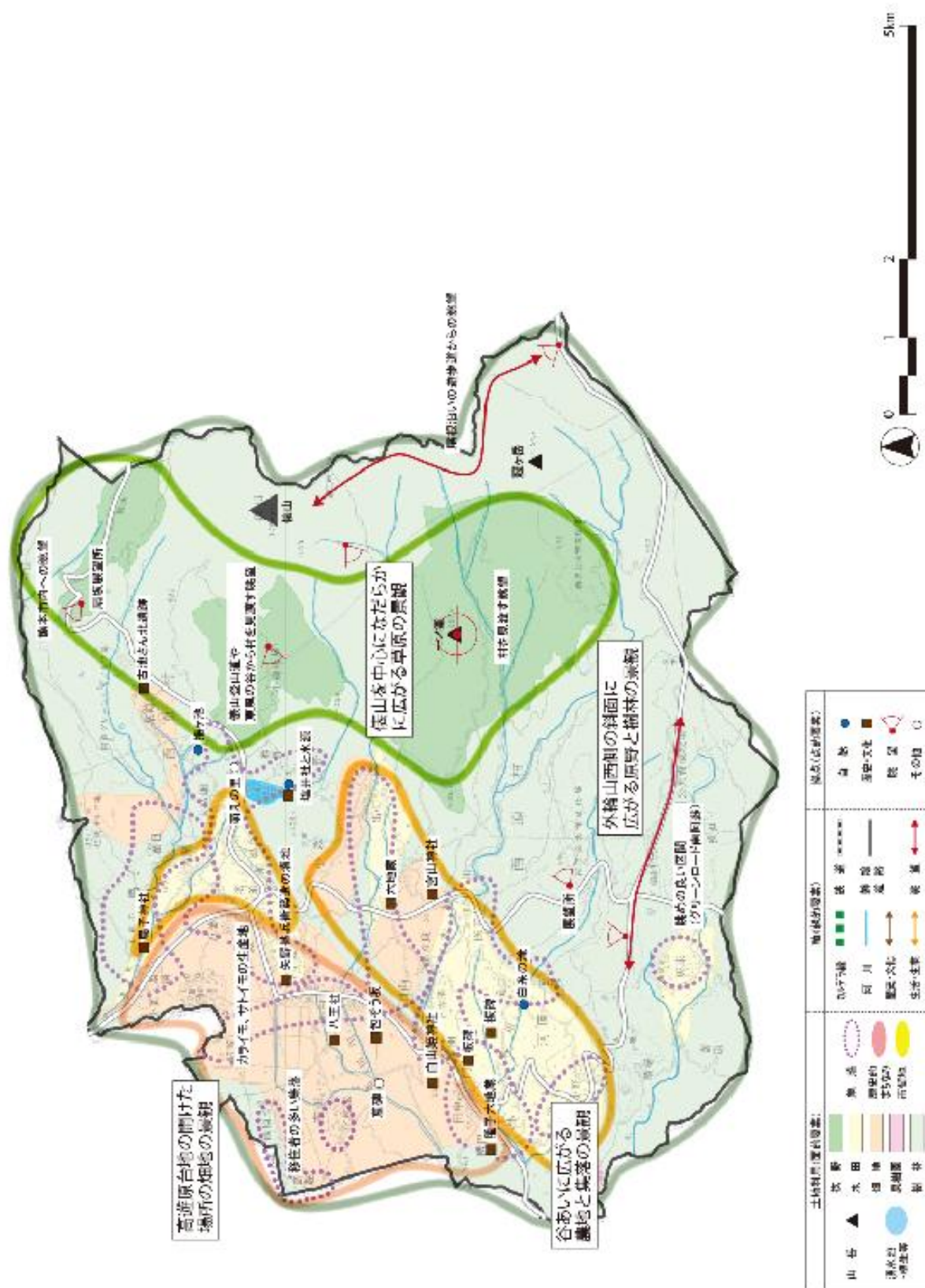
（３）景観形成上の課題

本村は、阿蘇外輪の西麓に位置することから、豊かな自然を有し、村の大半を占める山林原野は、来訪者に癒しの空間を提供しています。

都市的な要素と、阿蘇外輪の俵山を中心とした自然に満ちた空間の両面を持ち備えた地域で、現実の社会と一歩振り返れば心安らぐ雄大な癒しの空間に分けることができると言えます。このような立地の中で、地域資源を生かした取り組みとして地域の特性でもある原野の保全活用に力をいれています。

近年、熊本市圏の都市化の進展にともない、ミニ宅地開発等の飛び地開発が行われてきています。このような状況に対する抑止策、開発需用の増加に対する計画的な総合調整と適切な誘導等の土地利用及び、村土の豊かな自然環境と雄大な自然景観の保全が重要課題です。

■景観の現況図



第3章 基本理念及び基本方針

1. 景観形成における基本理念

本村の景観特性や課題をもとに、景観形成を進めていくため、景観形成の基本理念として以下のように設定します。

「第5次総合計画」では、むらづくりの到達基本目標を、「自然、景観、文化等の環境が整うことによって、住民の心が豊かになっていること」と考えています。本村の施策が、「住みやすいむら」「訪れてみたいむら」「みんなでつくるむら」の3つの視点で実施した「将来像」が実現されたときの、西原村の姿を「基本理念：みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」と位置付け、住民・民間・行政等、本村の全ての構成主体が、協働してその実現を目指していくこととしています。

この基本理念実現のための施策大綱の一つとして『自然環境の保全』を定め、美しい街並み景観や農村景観に配慮した秩序ある土地利用に取り組みます。

特に、阿蘇南外輪山の雄大な牧野景観、河原地区の棚田の景観、鳥子・宮山地区等の落ち着いた集落の佇まいなど、地域に根ざした本村の豊かな景観を村の大切な財産として積極的に保全し、むらづくりの様々な取り組みに活かしていきます。



2. 基本方針

景観を守る

◇方針1：景観の基盤となっている自然景観の保全

阿蘇地域の特徴である火山活動がもたらした平坦地や丘陵地、起伏の多い山並みなどの自然景観は、それ自体が良好な景観資源であるとともに、農地や集落などの背景としての役割を果たし、景観の基盤を形成しています。

このような自然景観は、地形の壮大さと豊富な自然環境の雰囲気醸し、住む人には潤いとやすらぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然景観を適切に保全し、これら自然景観と調和した一体感のある景観の形成を推進します。特に、建築物や工作物の建設等の際には、周囲の自然景観から突出した印象を与えることのないよう周辺との調和に十分配慮します。

◇方針2：地域の個性を形づくる歴史・文化の景観の保全

阿蘇地域には農耕にまつわる祭事やその舞台となる神社、豊後街道など地域で数多くみられる歴史・文化の資源など、今なお人々の暮らしに密接に関係しながら阿蘇地域の個性を形づくる景観として多く存在しています。

このような歴史・文化の景観は、住む人に郷土への愛着を育むとともに、阿蘇地域の基幹産業ともなっている観光産業の発展に寄与するかけがえのない財産であるため、これらを重要な景観資源として守り後世に伝えていきます。また、神社など阿蘇地域の個性を形づくる特に重要な歴史・文化資源の近傍では、大規模な建築物や工作物の建設等の抑制を図るとともに、建築物の新築や改築等にあたっては、その集落での伝統的なたたずまいの継承を基本とします。

景観を活かす

◇方針3：自然と調和した暮らしの景観の形成

場所ごとに多様な地形が展開する阿蘇地域では、中央火口丘の麓や外輪山上の高原に草原が広がり、阿蘇地域の代表的な景観となっています。また、カルデラ内の平坦地では大規模な田園や畑地が、山がちな外輪山上には、谷あいには小規模な田園・畑地と集落が点在しています。

これらの景観は、阿蘇地域の人々が永きにわたって築いてきた暮らしの風景であり、阿蘇の文化的景観の大部分を構成する大切な景観資源です。今後は、農業振興施策等との連携を図りながら、阿蘇ならではの景観の良さを維持し、自然と調和した暮らしの景観を育んでいきます。特に、建築物や工作物の建設等を行う際には、周辺の田園・畑地、集落景観から突出した印象を与えることがないように、従来からある田畑及び集落の雰囲気と調和のとれた景観の形成を推進します。

◇方針４：自然と調和した景観の形成

本村は、熊本空港周辺区域として、高遊原台地に位置し、当該台地から益城台地・白水台地にかけての一带は、なだらかな地形の中で良好な畑地が広がり、さらに背景となる阿蘇外輪の自然景観に溶け込み、雄大な熊本（阿蘇）の景観のイメージを代表している。また、熊本空港およびその周辺や、県道 206 号線沿いでは、住宅や一部商業施設や業務系施設が立地しています。このような地域では、経済活動の活性化と景観形成を両立しつつ、快適で安全な魅力ある景観の創出を推進します。

特に、本村で人口増加が著しい高遊地区において、開発に当たって環境との調和が図られてこそ、持続性のあるものとなり、また住民福祉の向上にもつながるものと考えられるため、本村の阿蘇外輪の一部をなす、俵山を中心とした自然を背景に広がる景観との調和を図りながら、良好な景観の形成を推進します。

景観を伝える

◇方針５：良好な眺望景観の保全・形成

起伏の多い地形条件を有する阿蘇地域では、外輪山上の高い場所からカルデラ床に広がる水田や集落などの人々の営みを大スケールで目に見ることができる景観や、カルデラ床から見上げる阿蘇五岳や外輪山の山々への景観など、各所に良好な眺望景観があります。

このような眺望景観は、地域住民のみならず来訪者に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられるものであり、阿蘇地域のカルデラ地形の特徴を表すものであることから、主要な視点場からの景観を著しく阻害することのないよう、建築物や工作物の建設等の際には十分な配慮を行います。

一方、阿蘇地域の各所を結び、周辺の景観と一体となって景観に連続性を与えている道路等も、良好な眺望を活かす重要な視点場となります。周囲の景観を楽しめる道路として、道路附帯施設や道路建設は周辺景観との調和を図っていきます。

◇方針６：景観の地域活性化への活用

景観は、自然、歴史、文化を背景に、そこに暮らす人々の営みの積み重ねにより形成されるものであり、地域住民の暮らしや意識が目に見える形となって現れたものといえます。また、地域住民の良好な景観に対する意思や景観形成に対する努力が、地域に対する誇りや愛着を育み、後世に良好な景観を残していく原動力になるものと考えられます。

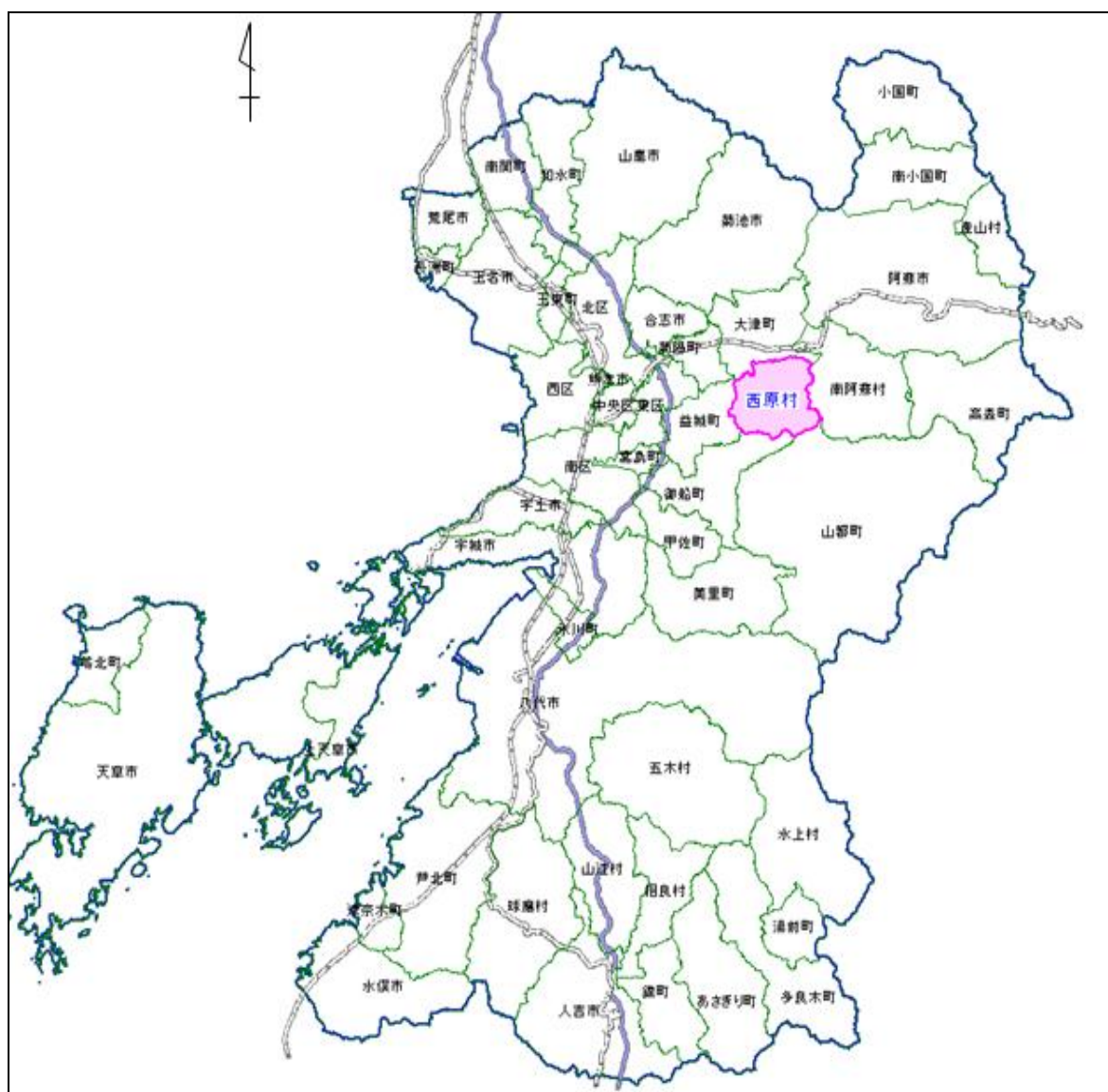
地域住民、事業者、関連団体、行政の協働の下、阿蘇 7 市町村が一体となって景観形成を推進することで、新たな阿蘇地域における「つながり」を強めていきます。また良好な景観を形成することで、文化的景観の保全と産業の活性化に繋がっていくなど、景観や景観形成の取り組みを適切に地域活性化に活かすこととします。

第4章 景観計画区域

西原村は、住民が健康でかつ快適な生活を営むために必要な自然環境及び生活環境の形成及び確保に関する基本的な事項を定め、魅力ある住みよい村づくりを目指しています。

そのためには、西原村のすぐれた自然を保護し、緑豊かな環境の維持造成をはかることが重要であることから、西原村全域を、景観計画区域に定めます。(別図1のとおり。)

景観計画区域図



第5章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針

西原村は、阿蘇外輪山系の俵山、冠ヶ岳など、その一帯に広大な牧野・原野を有する他、山間地の森林には緑と清流に囲まれた貴重な自然環境が維持されてきています。

また、村内には埋蔵文化財をはじめとして、歴史的・文化的資源があり、各々の集落ではこれを育み、日々の生活をとおして維持に努め、歴史的風土をも残してきています。これらの自然環境及び歴史的農村環境は、本村固有の財産であることから、本村の景観特性として保全していくことを目的とし、本第3章で定めた基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として位置づけます。

1. 景観形成地域

本村の良好な景観形成を推進するため、重要な地域を「景観形成地域」として指定します。

指定する場合は、指定地域の景観形成方針及び景観形成基準を定めます。

「景観形成地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、本村の景観形成上重要な地域とします。

- (1) 山、高原、河川等の自然の風景を有する地域
- (2) 歴史的遺産を有する地域
- (3) 田園風景を有する地域
- (4) 道路及びその周辺地域
- (5) その他村長が特に必要と認める地域

2. 特定施設届出地区

建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれのある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として指定します。

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 景観形成地域

(1) 行為の制限の対象とする行為

ア 法第16条第1項の規定に基づく行為

- ①建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②木竹の伐採
- ③屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
- ④鉱物の掘採又は土砂の採取
- ⑤土地の区画形質の変更

イ 西原村景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

- (ア) 建築物等の撤去
- (イ) 屋外における自動販売装置の設置
- (ウ) 広告物の設置又は外観の変更

熊本空港周辺景観形成地域

1 熊本空港周辺景観形成地域

熊本空港周辺景観形成地域の区域は、次のとおりとする。(別図2、別図2-1のとおり。)

西原村大字布田の一部、西原村大字小森の一部

2 景観形成のための方針に関する事項

(1) 熊本空港周辺の村土における景観の位置付け

熊本空港周辺地域における景観がもつ役割は、次のとおりである。

ア 熊本の「顔」にあたる。

熊本空港は、熊本の空の“玄関”であり、ここから熊本市街地あるいは阿蘇・天草その他県内の各地と結びついている。このことから空港周辺を含む当地域の景観は村民のみならず熊本を訪れる多くの人々の目にふれ、熊本を大きく印象付けるものであります。

イ 熊本のイメージを代表する景観の要素をもっている。

本村の一部が含まれる高遊原台地一帯は、なだらかな地形の中で良好な畑地が広がり、さらに背景となる阿蘇外輪の自然景観に溶け込み、雄大な熊本（阿蘇）の景観のイメージを代表しています。

(2) 景観形成に当たっての基本的方向

熊本空港周辺の景観の位置付けを踏まえ、当地域における良好な景観形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な考え方とします。

熊本空港及び周辺地域へのアクセス道路沿道の景観は、県下各地域からこの地を訪れる県民のみならず、観光客をはじめ熊本を訪れる多くの人々の目にふれ、熊本に対する印象を左右する。すなわち、熊本における“玄関”にあたり“顔”の一つになるものである。このことから、熊本の“玄関”にふさわしい風格のある景観形成を図る必要があります。

更に、当地域は、空港を中心とした交通の要所であり、このことは必然的に関連産業の立地を産むといえます。

このため、これら産業施設等の立地が、自然と調和のとれた潤いのある地域の発展となるような景観形成を図ることが求められます。そして、祖先から受け継がれ培われてきた当地域の景観を大切にし、さらに良好な景観の創造により、当地域が潤いのある環境となり、他に誇れるものとなるような景観の形成を図る必要があります。

ア 田園景観の保全を図る。

当地域は、阿蘇外輪のふもとの部分にあたる洪積台地であり、有明海に向かってなだらかに広がる畑地の景観は、熊本の田園景観の一つとして特徴付けられるものであり、熊本の景観を代表するものの一つである。このことから、この田園景観の保全を図る。

イ 樹林の保全を図る。

当地域は、なだらかな台地の雑木林の開拓により形成された田園ゾーンであり、高遊原台地の周囲を囲む斜面や谷筋に残された樹林や畑の間に植えられた防風林などの樹林が田園に緑によるふちどりをそえ、四季を通じて当地域を緑豊かな景観にしており、当地域の景観の質を高めている。このことから、これら樹林の保全を図る。

ウ 阿蘇外輪への眺望をいかす。

当地域から阿蘇の外輪へなだらかに連なることにより、雄大な阿蘇の外輪の眺望が当地域からの景観を特徴付ける重要な要素となっている。この眺望を生かすような景観の形成を図る。

エ 高い視点場からの眺望を考慮した景観の形成を図る。

当地域は、阿蘇外輪あるいは航空機といった高い視点からの眺望がきくことから、このような上からの景観に十分配慮した景観形成を図る。

(3) 景観形成を図る上での基本方針

地域の特性を生かした景観形成を図るため、景観の事象の共通性により下表のように当地域の景観の類型を行う。

そして、この類型ごとにおける景観形成の基本方針を次のとおりとする。

景観の類型	景観形成の基本方針
田園ゾーン	・ 高遊原台地が阿蘇外輪と接するふもとに位置し、ほ場整備がされた優良農地である。この田園的広がり阿蘇外輪の斜面と一体となって、この地区を雄大で緑あふれた景観と特徴づけている。 ・ 遠景として阿蘇外輪の景観とこの地区の田園景観とが一体感の保てるものとする。

(4) 景観形成基準

別紙1のとおり定める。

2. 特定施設届出地区

本村の幹線道路の整備による交通量が増加しています。今後、幹線道路沿いでは、目立つ色彩や派手な形態の建築物等が建設され、自然豊かな景観や田園風景との調和が失われていく恐れがあります。

今後、本村の良好な景観や住環境を保全していくため、幹線道路沿線を対象範囲に、特定施設届出地区として指定し、地域の景観に与える影響の大きい派手な色彩や形になりやすい特定の建築物等について届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

■ 届出が必要な特定施設

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター、モーター等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
その他	屋上広告、カラオケボックス

（１）届出対象行為

行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設（以下「附帯施設」という。）でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地域における届出行為を除く。）をしようとする行為。

イ 西原村景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（景観形成地域における届出行為を除く。）

(2) 景観形成基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・ 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

3. 大規模行為

(1) 届出対象行為

ア 行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出行為を除く。)

(ア) 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築(増築又は改築により新たに次項イで定める規模を超えることとなる場合の当該増築又は改築を含む。以下このアにおいて同じ。)、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物で、その高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ④ 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が次項イで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- ⑤ 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積がイで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(イ) 西原村景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ② 工作物で、その高さ又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの撤去

イ 大規模行為の規模等

- (ア) 前記ア(ア)①及びア(イ)①で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。
- (イ) 前記ア(ア)②及びア(イ)②で定める規模は、高さ13メートル(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20メートル)又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。
- (ウ) 前記ア(ア)③及びア(イ)③で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。
- (エ) 前記ア(ア)④及び⑤で定める面積は3,000平方メートル、規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

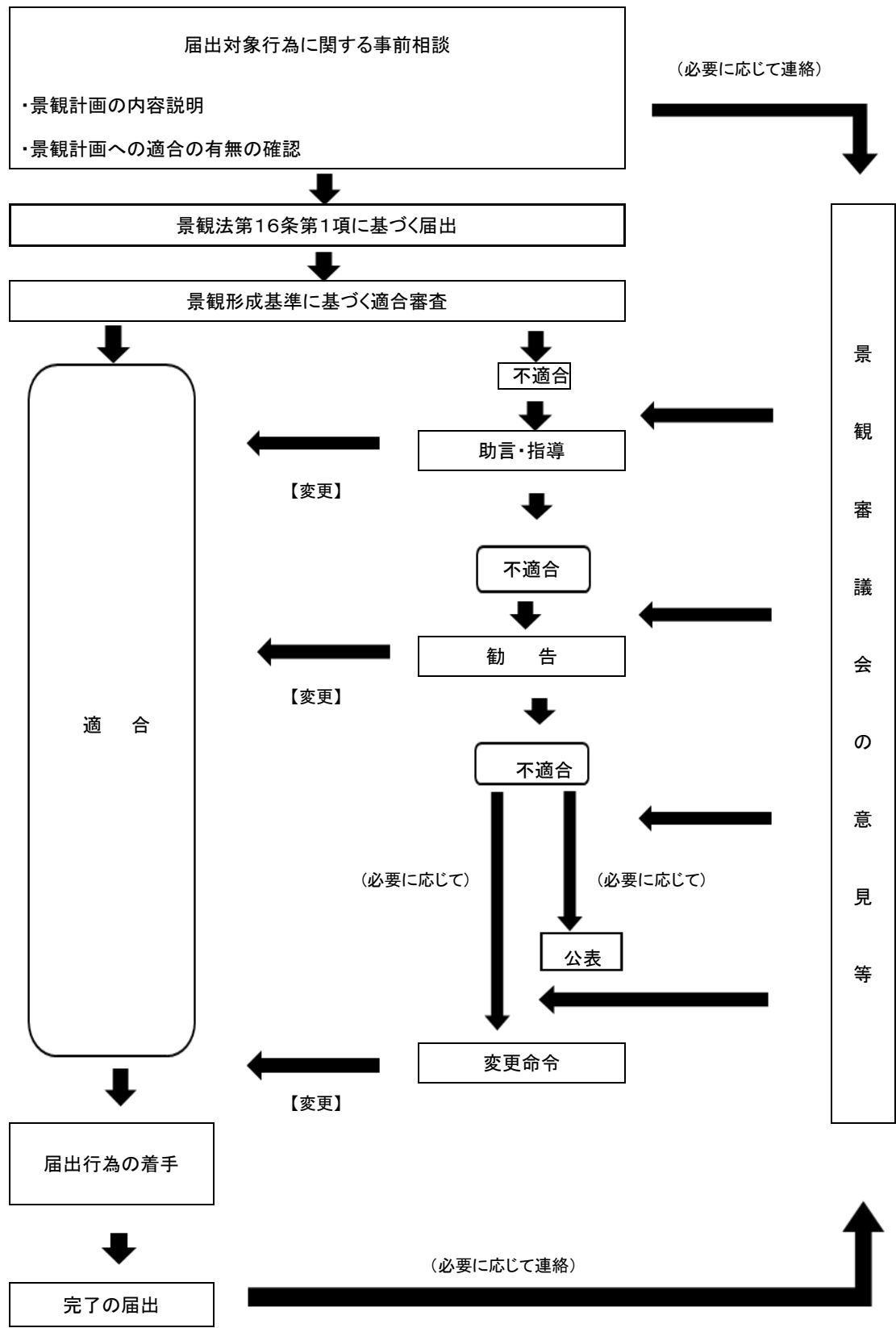
(2) 景観形成基準

行 為	事 項		基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑 化		・さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

4. 届出の手続き

届出対象行為は、以下の図に示す手続きが必要となります。

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出のフロー図



※変更命令関しては、現状回復の命令を行う場合があります。

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要と認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定していきます。

2. 景観重要樹木の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、地元住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいるなど、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定していきます。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

西原村の、農村集落の落ち着いた佇まいと周囲に広がる田園は、本村の美しい農村景観として保全していく必要があります。

農村集落の生活のなかで維持されてきた、農村景観には特有の美しさがあり、人々の記憶に残る原風景となる大切な景観です。

この美しい地域の農村景観を保全・活用するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

第9章 計画の運用に向けて

西原村の良好な景観づくりを実現していくために、地域住民・事業主・西原村が協働して取り組んでいくことが重要であることから、『西原村景観計画』を積極的に活用して、本村のむらづくりの基本理念である「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」を目指し、本計画の実質的な運用を目指して以下のとおり組みます。

○本計画の実施にあたり、「西原村景観条例」「西原村景観条例施行規則」を制定します。

○景観計画の運用にあたり、土地利用の変化、住民意識の高まり、景観に係わる材料や製品の技術革新などの景観形成に関する環境の変化を踏まえて、景観計画策定後も継続して検討を進め、適時更新を図ります。

○地域住民との合意形成が得られた場合は、「景観形成地域」を指定し、景観保全に取り組めます。

○景観重要建造物・樹木の指定方針に則り、景観重要建造物・樹木の指定を目指します。

○ 用語解説（５０音順）

【あ～お】

阿蘇地域づくりビジョン

阿蘇の文化的景観そのものの保護に限らず、他分野との関わりまで含めた阿蘇の地域振興を総合的に推進するための計画。世界文化遺産登録を見据えた阿蘇地域ならではの環境づくりを実践し、地域活性化に結び付けることを目的としている。

意匠

形や模様などに工夫を施すこと。

一の峯

阿蘇南外輪山の護王峠と本谷越の中間点あたりから西に大きく張り出した尾根にある山。東隣にある二の峯とともにピラミッド型の頂上となっている。

扇坂展望所

俵山の北西中腹に位置し、有明海、雲仙普賢岳まで見渡すことができる展望所。

屋外広告物

商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの。屋外広告物は、「屋外広告物法」及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により必要な規制が行われる。

【か～こ】

外輪山

複式火山で中央火口丘を環状または馬蹄形に取巻く外側の山の連なり。

カルデラ

カルデラは、火山でみられるくぼ地で多くは地面の陥没により形成される。くぼ地の底をカルデラ床、周辺の高まりである外輪山の内側の崖をカルデラ壁という。

景観計画区域

景観法第８条に規定された景観計画に基づき景観行政団体（都道府県、市町村）が良好な景観の形成を図る区域。

景観形成

優れた景観を保全し、又は創造すること。

景観形成地域

西原村景観条例第2条第3項に該当する地域のうち、景観形成上特に重要な地域として、景観計画に定められた地域。

景観重要建造物

景観法第19条に基づき景観計画に定められた指定の方針に則して景観行政団体の長が指定する良好な景観形成に重要な建造物。

景観重要樹木

景観法第28条に基づき景観計画に定められた指定の方針に則して景観行政団体の長が指定する良好な景観形成に重要な樹木。

景観審議会

西原村景観条例第26条に基づき設置される良好な景観形成に関する重要事項について調査審議する第三者機関。

景観農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画の達成とともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する計画。計画書は、「景観農業振興地域整備計画の区域」、「景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項」、「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」などから構成される。

景観法

都市、農山漁市等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組みなどを定めた法律。

【さ～そ】

猿田彦大神

日本神話に登場する神。「古事記」、「日本書記」にも登場する。村を守る神・交通祈願のために作られる場合もある。

自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた法律。自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があり、国立公園は環境省が管理し、国定公園・都道府県立自然公園は都道府県が管理している。

白糸の滝

河原地区にある高さ約20mの滝。落ちる水は白い糸のように見える。別名「寄姫の滝」とも呼ばれ、この滝に伝わる「寄姫伝説」がある。

遮へい

植栽や塀などで見えないようにすること。

【た〜と】

高遊原台地

阿蘇火山の1つである大峰火山の噴火の際、大量の溶岩が流れ出したことにより形成された台地。

俵山

西原村と南阿蘇村にまたがる標高1,095mの山。山頂は西原村にあり、阿蘇外輪山の西端に位置する一峰。

【な〜の】

南郷谷

阿蘇山のカルデラ内で中央火口丘によって二分された南半分の火口原。

【は〜ほ】

文化的景観

文化財保護法に基づく文化財のひとつで、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されているもの。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定される。

文化的景観保存計画

文化的景観の保存調査の中で明らかにされた文化的景観の価値を適切に保存管理し、整備・活用するための基本方針、方法を示した計画。計画書は、文化的景観の「位置及び範囲」、「保存に関する基本方針」、「保存に配慮した土地利用に関する事項」、「整備に関する事項」などから構成される。

【ま〜も】

【や〜よ】

矢野甚兵衛

江戸末期、大切畑の堤を完成させ、小森・鳥子方面の水田100haに恩恵を与えた人物。各地区の観音像、薬師堂、地藏尊、猿田彦大神などの建立がこの時期になされている。

【ら〜ろ】

【わ〜を】